

# 千葉県立農業大学校管理規則の一部改正について

## 1 経緯・内容

千葉県立農業大学校の農学科及び研究科は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第125条第1項に規定する専修学校の専門課程である。学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）が施行されることに伴い、専修学校の専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」に改められることとなったため、本件規則において同様の改正を行った。

## 2 改正内容

「生徒」を「学生」に改めた（規則第10条、第11条第1項、第14条、第15条第1項及び第16条）。

## 3 施行期日

令和8年4月1日